

ご存知
ですか?

緊急経済対策による税制改正

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各省庁や関係機関でも様々な支援策の創設及び拡充が行われ、皆様も活用されていることかと存じます。その中で、いくつか税務に関する特例等を改めてご案内いたします。

1 納税猶予の特例制度

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合、特例として一年間、国税・地方税の納付の猶予を受けられます。

【対象となる方】

以下①②のいずれも満たす方(個人法人の別、規模は問わず)が対象となります。

①	新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に 係る収入(※1)が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
②	一時に納税を行うことが困難(※2)であること。

※1「事業等に係る収入」とは、法人であれば売上高、個人の方であれば事業の売上、給与収入、不動産賃料収入などがこれにあたります。
※2「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応が行われます。

【対象となる国税・地方税】

令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税と地方税が対象です。

国 税：所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目
 地方税：個人住民税、法人住民税・法人事業税、固定資産税などほぼすべての税目
 ※いずれも印紙など証紙徴収の方法で納めるものを除きます

上記のうち、既に納期限が過ぎている未納の国税・地方税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。

従来からの猶予制度

- 一定期間(原則1年)において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予
- 一時納税ができないと認められた場合に適用
 - ・向こう1か月の事業資金を考慮
 - ・収支や財源状況を示す書類の提出が必要
 - ・提出が困難な場合は口頭説明も可(柔軟な運用)
- 原則として、担保の提供が必要
- 延滞税は軽減(年1.6%) (一定の場合は免除あり)

新型コロナウイルスの影響による特例

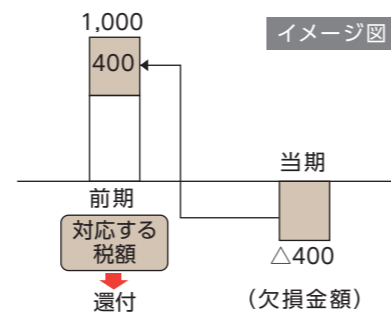
- 令和2年2月1日以降における一定の期間(1か月以上)において、収入に相当の減少(※)があった場合について1年間納税を猶予
 - ※前年同期比概ね20%以上の減
- 一時納税が困難と認められる場合に適用
 - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど
 - ・納税者の置かれた状況を配慮し適切に対応
 - ・左記柔軟な運用を継続
- 担保は不要
- 延滞税は免除

2 欠損金の繰戻しによる還付

中小企業者等(資本金の額が1億円以下の法人など)が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の中堅法人(※)**も利用が可能となりました。

この特例は、**令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用**されます。

※大規模法人(資本金の額が10億円を超える法人など)の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます



【図出典:財務省HPより】

3 消費税の課税選択の変更に係る特例について

消費税の課税事業者を選択する(又はやめる)にあたっては、原則として、その課税期間の**開始前**に届出書を提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者については、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後**であっても、課税事業者を選択する(又はやめる)ことが可能となりました。

【特例を受けるための要件】

- ①特例に係る法律の施行日(令和2年4月30日)以後に申告期限が到来する課税期間において、
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間(1か月以上の任意の期間)**の収入が、**著しく減少(前年同期比概ね50%以上)**した場合で、かつ、
 - ③その課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
- また、この特例の適用を受けて課税事業者を選択する(又はやめる※)場合、課税事業者を**2年間継続する必要はありません。**

※免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間(法人は前々事業年度、個人事業者は前々年)における課税売上高が1,000万円以下の事業者です。

簡易課税制度の適用に関する特例について

消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています。新型コロナウイルスの影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける(又はやめる)必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける(又はやめる)ことができます。

4 償却資産等に係る固定資産・都市計画税の軽減措置

中小事業者の税負担を軽減するため、中小事業者の保有するすべての設備や建物等の令和3年度の固定資産税及び都市計画税が、売上の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とされます。

具体的には、令和2年2月から同10月までの任意の3ヶ月の売上が前年同期比30%以上50%未満減少した場合は1/2に軽減し、50%以上減少した場合は全額を免除されます。

なお、この軽減措置は、令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等の認定**を受けて各市町村に申告した場合に適用されます。

- 〈減免対象〉※いずれも市町村税
- 設備等の**償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税**(通常、取得額または評価額の1.4%)
 - 事業用家屋に対する都市計画税**(通常、評価額の0.3%)

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満減少	2分の1
50%以上減少	全額

【図出典:経済産業省HPより】

おわりに

以上、今回は緊急経済対策による税制改正のポイントについていくつかご案内させていただきました。詳しい内容や実務上の留意点、その他の特例等につきましては、顧問税理士や当事務所までご相談ください。
※今回ご案内いたしました内容は、令和2年8月現在の情報をもとにしております。

お問合せ先

税理士法人 エム・エイ・シー
 Masuda & management Accounting Consultant

福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目18番25号第五博多倍成ビル9F
 TEL:092-431-3310 / FAX:092-431-3320 HP:http://www.mac-tax.or.jp

